

1. 介護報酬告示額

①(1)通常型Ⅰ 通所リハビリテーション 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
1時間以上2時間未満	要介護1	366単位	11.1円	4,062円	407円	813円	1,219円
	要介護2	395単位		4,384円	439円	877円	1,316円
	要介護3	426単位		4,728円	473円	946円	1,419円
	要介護4	455単位		5,050円	505円	1,010円	1,515円
	要介護5	487単位		5,405円	541円	1,081円	1,622円
2時間以上3時間未満	要介護1	380単位		4,218円	422円	844円	1,266円
	要介護2	436単位		4,839円	484円	968円	1,452円
	要介護3	494単位		5,483円	549円	1,097円	1,645円
	要介護4	551単位		6,116円	612円	1,224円	1,835円
	要介護5	608単位		6,748円	675円	1,350円	2,025円
3時間以上4時間未満	要介護1	483単位		5,361円	537円	1,073円	1,609円
	要介護2	561単位		6,227円	623円	1,246円	1,869円
	要介護3	638単位		7,081円	709円	1,417円	2,125円
	要介護4	738単位		8,191円	820円	1,639円	2,458円
	要介護5	836単位		9,279円	928円	1,856円	2,784円
4時間以上5時間未満	要介護1	549単位	6,093円	610円	1,219円	1,828円	
	要介護2	637単位	7,070円	707円	1,414円	2,121円	
	要介護3	725単位	8,047円	805円	1,610円	2,415円	
	要介護4	838単位	9,301円	931円	1,861円	2,791円	
	要介護5	950単位	10,545円	1,055円	2,109円	3,164円	
5時間以上6時間未満	要介護1	618単位	6,859円	686円	1,372円	2,058円	
	要介護2	733単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円	
	要介護3	846単位	9,390円	939円	1,878円	2,817円	
	要介護4	980単位	10,878円	1,088円	2,176円	3,264円	
	要介護5	1,112単位	12,343円	1,235円	2,469円	3,703円	

②通所リハビリテーション 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
リハビリテーション提供体制加算(3-4)	■	1日につき 12単位	11.1円	133円	14円	27円	40円
リハビリテーション提供体制加算(4-5)	■	1日につき 16単位		177円	18円	36円	54円
リハビリテーション提供体制加算(5-6)	■	1日につき 20単位		222円	23円	45円	67円
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ							
同意日の属する月より6月以内につき	■	1月につき 560単位	11.1円	6,216円	622円	1,244円	1,865円
同意日の属する月より6月超につき	■	1月につき 240単位		2,664円	267円	533円	800円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	■	1回につき 22単位		244円	25円	49円	74円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	□	1回につき 18単位	199円	20円	40円	60円	
送迎減算	■	片道につき -47単位		-522円	-52円	-104円	-156円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数の47/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数の20/1000		所定単位数により変動します			

③介護予防通所リハビリテーション事業 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分	チェック	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防通所リハビリテーション費	■	要支援1	2,053単位	11.1円	22,788円	2,279円	4,558円	6,837円
	■	要支援2	3,999単位		44,388円	4,439円	8,878円	13,317円
※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用した場合1月につき減算	■	要支援1	-20単位		-222円	-22円	-44円	-66円
	■	要支援2	-40単位		-444円	-44円	-88円	-133円

④介護予防通所リハビリテーション事業 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
運動器機能向上加算	■	1月につき 225単位	11.1円	2,497円	250円	500円	750円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(週1回程度の利用)	■	1月につき 88単位	11.1円	976円	98円	196円	293円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(週2回程度の利用)	■	1月につき 176単位		1,953円	196円	391円	586円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(週1回程度の利用)	□	1月につき 72単位		799円	80円	160円	240円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(週2回程度の利用)	□	1月につき 144単位		1,598円	160円	320円	480円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数の47/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	■	1月につき 所定単位数の20/1000		所定単位数により変動します			

⑤通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション事業の加算及び減算料金の内容説明

○理学療法士等体制強化加算(1-2時間のみ)
1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションにおいて、配置基準を超えて、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置していることで所定の単位数を加算します。
○リハビリテーション提供体制加算
常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が、利用者数の25又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合に加算します。
○リハビリテーションマネジメント加算(A)イ
・リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。(構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。)
・リハビリテーション計画に關与して理学療法士等が説明し、同意を得るとともに医師へ報告する。
・リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直すこと。
・必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。
上記について取り組んだ場合算定されます。
○運動器機能向上加算
理学療法士、作業療法士又は看護職員を1名以上配置し、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められたものを行った場合には、1月につき加算されます。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※予防を含む
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※予防を含む
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○送迎減算
通所リハ事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、片道につき所定の単位数を減算をします。
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、47/1000(4.7%)の単位数を、1月につき加算します。
(計算方法):「1月あたりの総単位数」× 4.7%
※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。
また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、20/1000(2.0%)の単位数を、1月につき加算します。
(計算方法):「1月あたりの総単位数」× 2.0%
※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。
また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。

※新型コロナウイルス感染症への特例的な対応の評価として、令和3年9月30日分まで基本報酬単位の1/1000を上乗せします。

⑨利用料金の計算方法(共通)

* 加算は利用者によって異なります。
 サービス料金総額=(基本サービス費の単位+他該当する各種加算及び減算)×地域単価(11.1円)
 ※1月あたり、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(4.7%)並びに介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(2.0%)が加わります。
 利用者負担額はサービス料金総額の1割または2割、もしくは3割となります。
 ※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用者負担額の割合が3割または、全額を支払いいただくことがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	チェック	単位	金額
食事代	■	1食につき	880円
おやつ代	■	1食につき	110円
レクリエーション・行事参加費	□	1回につき	実費
おむつ代	■	1枚につき	実費
その他	□		実費

(税込:税率10%)
 ※紙おむつ等は、持参を基本としています。
 ※利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等の実費については、利用者の負担となります。

②その他費用

サービス内容	チェック	単位	金額
領収証明書発行費用	■	1通につき	1,100円

(税込:税率10%)

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,100円(税込)を申し受けず。